

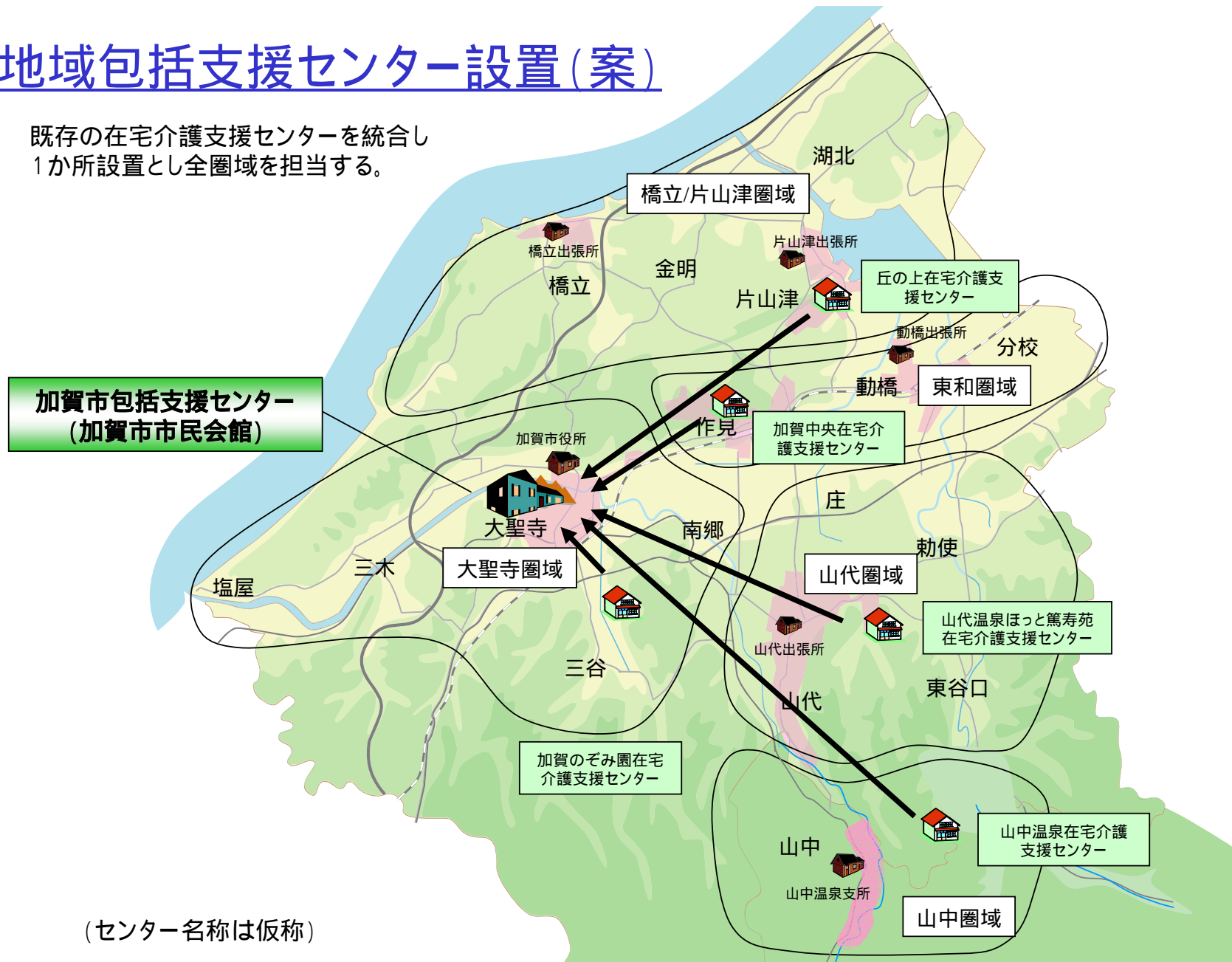
地域包括支援センターについて

平成 17 年 12 月 5 日

加 賀 市

地域包括支援センター設置(案)

既存の在宅介護支援センターを統合し
1か所設置とし全圏域を担当する。



(センター名称は仮称)

加賀市における地域包括支援センター設置 についての考え方

設置主体

公的窓口の設置重視

中立・公正性のある運営の確保

介護保険の円滑な運営の確保

保健・医療・福祉の連携のための中枢機関として、総合相談窓口機能の重視



直営での実施

加賀市における地域包括支援センター設置 についての考え方

設置箇所数

公的窓口の設置と交通利便性のよい立地

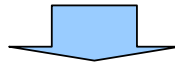
保健福祉の多面的(制度横断的)支援体制の確保

保健・介護保険・高齢者福祉・社会福祉協議会との一体化

高齢者の居宅訪問機能の充実

現行の在宅介護支援センター機能の集中統合

運営経費の効率化



1か所に集中して配置(市民会館を想定)
(ただし平成18年度は経過措置あり)

現在の地域型在宅介護支援センターの状況

- ・ 相談種類は、来所相談は少なく、訪問・電話相談が主である。
- ・ 街中以外の介護保険施設等に併設されており、また交通アクセスも困難な立地でもある。
- ・ 相談員が1名のみの配置であり、保健福祉の多職種協働の体制が困難。

加賀市における地域包括支援センター設置 についての考え方

配置職員

国基準

地域包括支援センター1箇所には3職種設置
在宅介護支援センター、主任ケアマネジャー等
の人材を活用移行



市職員配置及び在宅介護支援センター等の民
間事業者からの派遣職員の配置

平成18年度の経過措置体制について

- 在宅介護支援センターが担当しているケースを地域包括支援センターに円滑に移行するため、次の経過措置をおく。



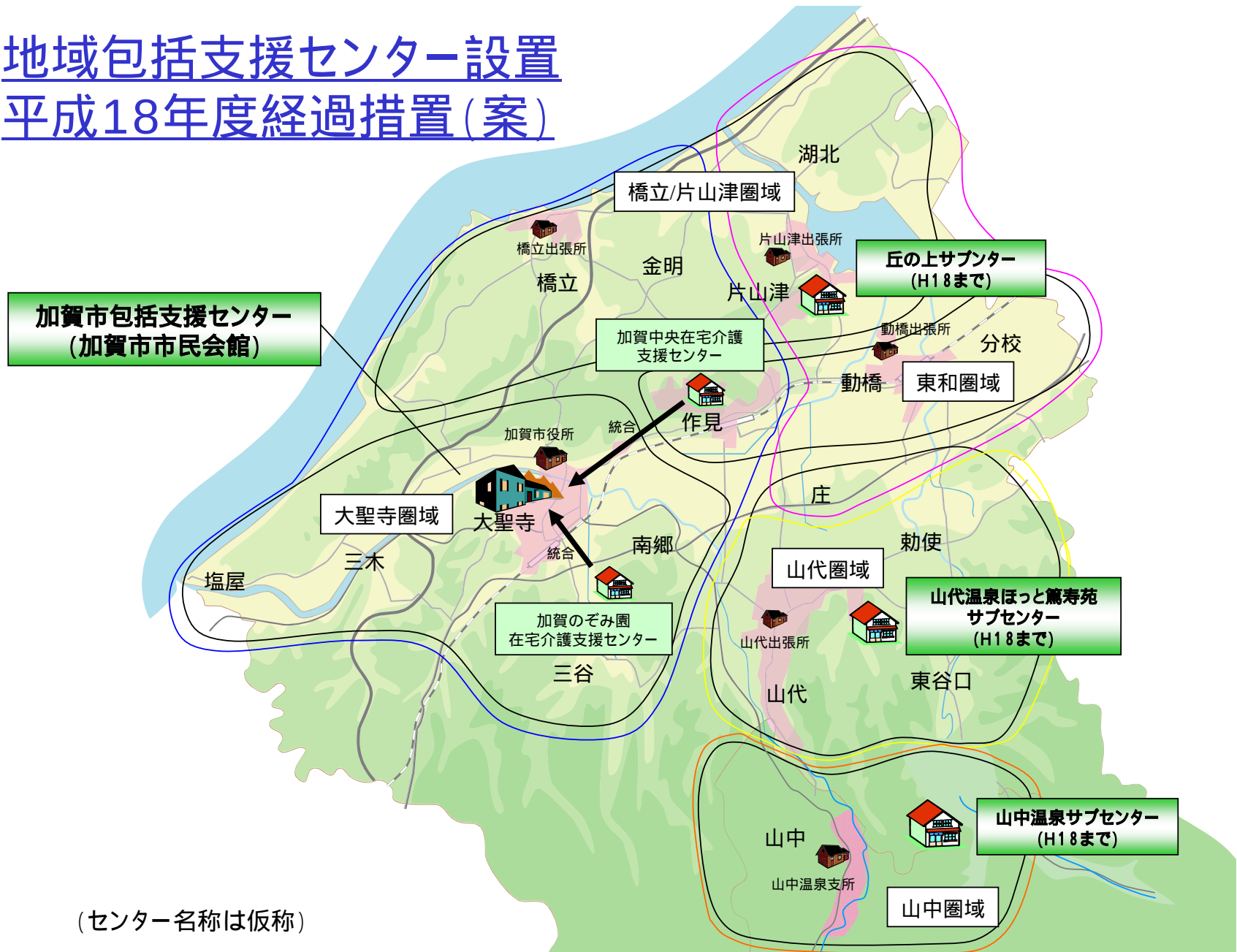
平成18年度に統合するのは、下記の在宅介護支援センターとする。

- ・加賀市(基幹型)在宅介護支援センター
- ・加賀のぞみ園在宅介護支援センター(大聖寺・三木・塩屋地区)
- ・加賀中央在宅介護支援センター(作見・三谷・金明・橋立・南郷地区)

下記の在宅介護支援センターについては、平成18年度に限り、既存の在宅介護支援センターの担当圏域を担当するサブセンター(支所)とする。

- ・丘の上在宅介護支援センター(庄・片山津・湖北・動橋・分校地区)
- ・山代温泉ほっと篤寿苑在宅介護支援センター(山代・東谷口・勅使地区)
- ・山中温泉在宅介護支援センター(山中地区)

地域包括支援センター設置 平成18年度経過措置(案)



(センター名称は仮称)